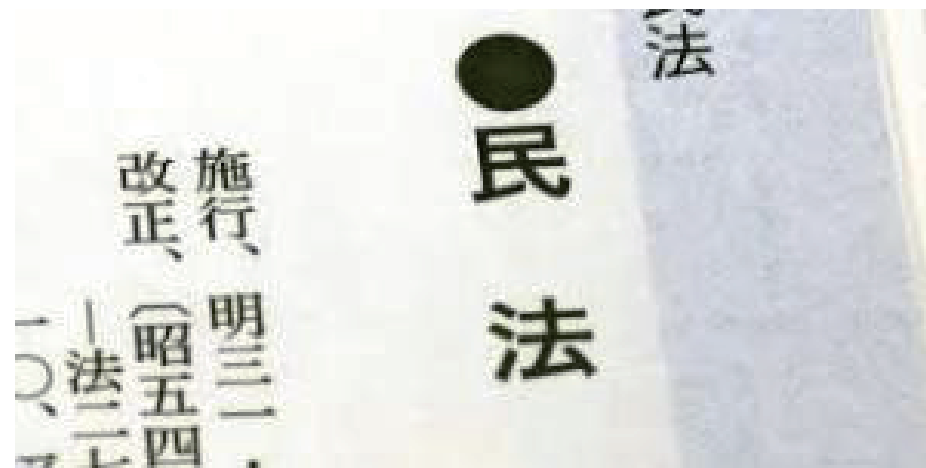


主催：東京土建中野支部学習制度化委員会

改正民法 学習会



「施主 A の注文で、工務店 B 社は一戸建ての住宅を新築施工したが、完成・引き渡し後、すぐに雨漏りが生じた。B 社は A に補修を申し出たが、A は、信用できないので他の業者に依頼するから費用を支払ってほしい、と B 社に請求。さらに、補修によって住めない期間の仮住まいの費用も合わせて請求された。B 社は A に支払う義務があるか」

2020 年 4 月に施行される改正民法。大きく変わる請負契約について学びます。全ての事業者は必見、必聴です。

日時 ①1 月 28 日 (火)

②2 月 27 日 (木)

19:00~20:30

会場 東京土建中野支部会館

内容 民法改正に伴う諸注意
や実務など

講師 水谷陽子弁護士
(代々木総合法律事務所)